

会議録

会議の名称	第1回西東京市中小企業等資金融資検討委員会
開催日時	平成28年10月11日（火） 午後6時30分から午後7時30分まで
開催場所	保谷庁舎1階会議室
出席者	<p>石坂 裕二 委員長 小関 俊典 副委員長 大阿久 博 委員 小原 伯夫 委員 安保 謙一郎 委員 高橋 隆太 委員</p> <p>[事務局] 五十嵐 豊 産業振興課長 小菅 真秀 産業振興課商工係長 廣野 美保子 産業振興課商工係主任 小池 桃子 産業振興課商工係主事</p>
議題	<p>(1) 特定創業支援事業及び特定創業融資あっせん制度について (2) 特別対策運転資金融資あっせん制度について</p>
会議資料の名称	<p>資料1 西東京市創業支援事業計画に基づく特定創業支援事業 資料2 平成27年度融資あっせん制度事業等の実績 資料3 特別対策運転資金融資あっせん制度の継続に係る検討資料</p>
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	

【新委員の紹介】

(開会前に、人事異動に伴う、石坂新委員長、小関新副委員長、高橋新委員の紹介、挨拶を行った。)

1 開会

委員長：

開会前に報告する。本日欠席委員はなし。会議を開会する。
傍聴者の確認をする。

事務局：

いません。

委員長：

本日の会議資料について、事務局から確認をお願いする。

2 議題

(1) 特定創業支援事業及び特定創業融資あっせん制度について

事務局：(資料1に基づき説明)

平成26年に施行された産業競争力強化法に基づき、地域における創業の促進を目的として、市区町村が創業支援事業者と連携して策定する「創業支援事業計画」について、本市は平成27年10月2日付にて認定を受けた。このことにより、西東京市創業支援事業計画に基づく特定創業支援事業として、創業に必要な『4つの分野』を総合的に学ぶ「西東京市創業スクール」を実施。スクールを受講した方へ、法人登録免許税の軽減や信用保証枠の拡大などの特例が適用される証明書を発行。また、証明書によって、本年度より新設した、既存制度より優遇された特定創業融資あっせん制度への申込みが可能となる。

西東京市創業スクール実績について、平成27年10月から11月に行ったスクールは14名の参加、本年度平成28年6月から7月に行ったスクールは12名の参加であった。

特定創業事業融資あっせん制度実績について、これまでスクールを受講された26名中、申込が2件、申込金額800万円、そのうち融資実行が1件、150万円である。

中小企業庁が開設する中小企業・小規模事業者へのサポートをするサイト「ミラサポ」での本市「特定創業融資あっせん制度」の検索数について、掲載が始まった5月は5件に対し、9月は24件と増加傾向にある。

委員長：

各委員から意見、質問を求める。

委員A：

先日参加した創業基礎セミナーにて、証明書の発行によって法人登録免許税の軽減をした方がいたので、情報共有する。

委員D：

スクールはどのような内容か。毎回同じ内容であるのか。

事務局：

事業計画の作成を最終目的とし、創業に必要な、経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの分野を各回で学ぶ内容となっている。また、5回目はビジネスプラン発表会である。申込みいただいた中で自由に参加することは可能だが、証明書の発行は5回出席が必須である。

委員B：

特定創業融資あっせん制度についての認知度がまだ低いように感じる。周知については、検討する必要性があるように感じる。

事務局：

スクール参加者の方へは、証明書の発行によるメリットとともに、特定創業融資あっせん制度のご紹介をしている。金融機関での創業相談がある場合等も、周知のご協力をお願いしたい。

委員C：

既に創業されている方は、魅力を感じにくいため、創業前の方への周知が必要であると考えます。

事務局：

スクールに関しては既に創業している方でも申込みいただけるため、創業まもない方が相談にいらした場合は周知のご協力をお願いしたい。

委員A：

証明書は、融資以外にも国の助成金の申込み等にも活用できるが、証明書の発行実績はいかがか。秋に予定しているスクールの申込み人数はいかがか。

事務局：

証明書の発行実績は、平成28年9月5日時点で7名である。また、情報共有として、多摩26市で特定創業に関する融資制度を設けているのは本市と立川市の2市のみである。

委員長：

西東京商工会で実施する10月から始まる創業スクールの申込み人数については、平成28年10月10日現在で23名。今後も増加する見込みである。

(2) 西東京市中小企業特別対策運転資金融資あっせん制度について

事務局：(資料2～3に基づき説明)

特別対策運転資金については、リーマンショックによる経済不況に対する緊急経済対策として平成21年11月から実施している。しかし、緊急経済対策としての性質上、社会経済情勢等を勘案しつつ、毎年度延長し、継続してきた。平成23年度以降、本委員会では毎年度その継続の可否を検討いただいている。

特別対策運転資金融資あっせん制度は、前年度同時期の売上額の3%以上の減少を条件に、運転資金において500万円を限度額としており、融資利率及び保証料は全額市が助成する制度である。

平成27年度の西東京市中小企業事業資金融資あっせん実績においては、申込が101件、3億9,820万円、融資実行が92件、3億2,870円で、平成26年度に比べて申込件数が10件、2,820万円増加、実行件数が、7件増加、1,080万円減少。平成28年度は8月31日現在までの数値だが、申込が32件、1億3,760万円、融資実行が35件、1億4,210万円である。前年度同時期の申込は38件、1億3,820万円、融資実行が34件、1億1,300万円であり、申込は6件、60万円の減少、融資実行は1件、2,910万円の増加である。

また、特別対策運転資金を完済して再度申込みをした方は32件中6件、事業資金と重複して申込みをした方は32件中17件である。

各種制度実績の平均値を比較すると、平成27年度の申込額が394万円で前年度より12万円減少、融資実行額が357万円で前年度より42万円減少、償還月数が55月で前年度より1月減少、保証料が8万5,704円で前年度より6,952円の減少である。

中小企業信用保険法「セーフティネット保証5号」認定実績は、平成27年度は8件で前年度より4件増加。

なお、8件のうち、3件は同一事業者の申込みである。

本日は、特別運転資金融資あっせん制度の継続について、「1 月例経済報告及び地域経済動向等の概況」「2 東京都内の中小企業の景況」「3 都内、多摩地域及び西東京市内における中小企業の倒産件数」「4 セーフティネット保証の申請実績」の4つの項目を資料として、ご検討いただきたい。

月例経済報告では、平成28年7月から平成28年9月までの3か月間をとおして、弱さもみられるが、緩やかな回復基調が続いているとの景況判断がなされている。地域経済動向においては、全体的に変更がない中、住宅建設は増加している。

東京都内の中小企業の景況では、直近である平成28年8月については、業況は4か月ぶりに上向き、2か月連続で改善の見通しを示している。

都内、多摩地域及び西東京市内における中小企業の倒産件数において、都内及び多摩地域においては倒産件数が前年から減少しているが、本市においては、平成26年の

倒産件数は12件で、前年の11件から1件増加と、ほぼ横ばいで推移。また、本年度は、8月31日現在、4件の倒産件数である。

セーフティネット保証について、平成28年9月末現在の指定業種は259であり、市への申請件数は2件。申請件数は前年同時期よりも減少している。

委員長：

各委員から意見、質問を求める。

委員B：

制度を比較した際に、現状の0金利の部分のみ魅力的に映るため、特別対策運転資金融資あっせん制度以外の制度についても、見直しを含めた検討も必要であるように感じる。

委員A：

景気が緩やかな回復基調に向かっているものの、実績を見ると制度を必要としているように見受けられるが、毎年延長している現状を鑑みるに、実際の利用者の方は、特別対策運転資金融資あっせん制度の利用でないといけない理由があるのか、と感じる部分はある。

委員D：

実績からは、一定の需要があることは見受けられる。継続か廃止かを検討する上で、実績以外に、利用者の方が申込みをする背景等も重要であるよう感じる。

事務局：

昨年度ご議論いただき、本年度新設した特定創業融資あっせん制度は、西東京市産業振興マスタープランの中期計画に基づく検討によるものであり、来年度以降、後期計画の策定に入らる中で、融資制度全体についても検討していく。今後、事業者のニーズの把握が必要になることを前提に引き続きご議論いただきたい。

委員A：

本年度も特別対策運転資金融資あっせん制度の申込がある現状で、もし廃止する場合、受け皿として何かあるか。

事務局：

特別対策運転資金融資あっせん制度の設置当時は、当面の運転資金の確保といったニーズが多かったのに対し、5年以上経過した現在も同様のニーズが多くあるかという点に着目していただきたい。偶然、売上高3%減少の要件に当てはまるため、自己負担の少ない制度を選択している方も、中にはいるかもしれない。現状として当面の運転資金を確保しないと、先が見えない状況での申込みであるのかもご意見いただきたい。

委員C：

金融機関において特別対策運転資金融資あっせん制度と事業資金融資あっせん制度の審査の違いはない。利用される方は自己負担の部分で特別対策運転資金融資あっせん制度を選択するよう見受けられる。

委員B：

同じく審査の違いはない。廃止されたことによる事業者の方への負担は、審査の面においては無い。売上高3%減少は、当面の資金繰りを必要とする状況ではなくとも起きうる。

事務局：

受け皿として、ほぼ同様の要件で限度額の上限も高い、東京都の融資制度を紹介していきたい。また並行して事業者のニーズ把握を行う。事業拡大に係る人材確保等の事業資金や設備投資などのニーズを把握した上で、西東京市産業振興マスタープラン後期計画につなげていきたい。

委員D：

他市の事例についてはいかがか。

事務局：

利子補給、保証料を全額補助しているには26市中本市のみ。売上額減少という点に着目している制度として平成27年度については、14市で、本市と同様の趣旨の制度を行っている。本市同様に売上額減少率を3%以上としている自治体が3市、5%以上としている自治体が2市、10%以上としている自治体が6市、その他独自の割合で実施している自治体が3市である。他市と比較して本市は優遇された内容である。

特別対策運転資金融資あっせん制度について、本来の趣旨と反した利用となっていないかどうかという点、また、継続時期の点については、議会においても議論になる部分でもある。

特別対策運転資金融資あっせん制度と事業資金融資あっせん制度を重複して申込む件数が5割を超えているが、どのようなケースが多いのか。重複申込みにより上限1,500万円となり、このことを投資資金として必要としているケースはあるか。限度額の観点から重複申込みが多いのであれば、その部分のニーズを捉えた融資制度を構築する必要があると考える。

委員B：

事業資金融資あっせん制度では賄い切れないことはないが、自己負担の面で、特別対策運転資金融資あっせん制度を選択する方が多い。

委員C：

2つの制度を合わせて上限1,500万円であるため、重複申込を推奨している。ま

た、重複申込については、立て直しというよりは、投資として活用するケースが見受けられる。

委員長：

特別対策運転資金融資あっせん制度について、平成29年度においても継続すべきか、廃止すべきか、挙手を求めるが他に意見はないか。

委員A：

特別対策運転資金融資あっせん制度について、売上高10%減少等の改変は検討しないのか。

この制度を利用することで、倒産を免れた方がいるのであれば、廃止した際の影響等はいかがか。

事務局：

基本的には、継続か廃止かの検討いただく。廃止であれば、廃止に係るニーズの把握を行い、新たな制度への構築につなげていく。

特別対策運転資金融資あっせん制度を利用することで、倒産を免れた方については事務局での把握はできていない。

委員B：

2つの制度において、審査の違いはないため、廃止により倒産件数が増大するとは思えない。

委員C：

倒産してしまう事業者は、事業計画に問題がある等の要素があるため、特別対策運転資金融資あっせん制度によって倒産が左右されることはない。

事務局：

特別対策運転資金融資あっせん制度に新たな要素を加えるのではなく、これまでの委員会でもいただいた意見の反映や、ニーズの把握を行う上で、市民の方に真に必要なとされる制度を構築していく必要があると考える。

委員D：

特別対策運転資金融資あっせん制度を延長していくなかで、量は変わらないが質が変わっていったのだと感じるが、質の変化について教えていただきたい。

事務局：

窓口で受付対応するにあたり、確かに売上高3%の減少はあるものの、事業計画書を拝見すると、事業拡大に向けた人材確保としての運転資金を必要とする事業者の方等が増加してきたように感じる。

委員D：

ネガティブではなく、ポジティブ要素による申込みであると理解した。

委員長：

改めて、特別対策運転資金融資あっせん制度について、平成29年度においても継続すべきか、廃止すべきか、挙手を求める。

(委員全員、廃止へ挙手)

本委員会としては、平成29年度については特別対策運転資金融資あっせん制度を廃止することとする。付帯意見として必要な項目について、各委員から発言をお願いしたい。

委員B：

今後、既存のメニューの融資限度額等の見直しを検討いただきたい。

委員C：

事業資金融資あっせん制度における設備資金の限度額の見直しを検討いただきたい。特定創業資金融資あっせん制度については、自己負担を0%にしても良いと考える。

委員A：

今後、既存のメニューの融資限度額等を見直し検討いただきたい。

委員D：

廃止にあたり、今後の検証をしっかりとお願いしたい。

委員長：

本日、提案のあった事項については、委員長名をもって付帯意見とし、報告書を市へ提出することとし、特別対策運転資金融資あっせん制度については、平成29年度は廃止することを本委員会の意見とする。

(4) その他

事務局：

本日の会議の会議録について、次回委員会まで間が空くため、後日、委員にメールで送付し、内容をご確認いただいた後、必要に応じて修正し公開の手続きを取りたいが異議はないか。

(なし)

委員長：

本日の会議において、平成29年度融資あっせん制度についての検討事項が終了した

ため、11月7日に予定していた、平成28年度第2回融資検討委員会は開催しない。

また、報告書については、後日、委員にメールで送付し、内容をご確認いただいた後、必要に応じて修正し公開の手続きを取りたいが異議はないか。

(なし)

委員長：

以上をもって、平成28年度第1回中小企業等資金融資検討委員会を閉会する。